

付 議 第 1 号

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する 条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 26 年 2 月高知県議会定例会提出の条例議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 55 条第 4 項の規定に基づく高知県議会からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 82 号

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例議案

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年 2月21日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例（平成19年高知県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「すべての」を「全ての」に改める。

第10条第1項中「相当する」を「相当する額の」に改める。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

附 則

この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例に基づく県教育委員会の権限に属する事務のうち、奨学金の貸与申請書の受理及び貸与内定通知書等の交付の事務を大月町が処理することとしていたものを廃止しようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例（抜粋）

（奨学金の貸与）

第2条 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を備えている者に対し、奨学金を貸与することができる。

（1）～（3） 略

2 教育委員会は、予算の範囲内で、前項各号に掲げる全ての要件を備えている者のうちから選考の上、奨学金を貸与する者を決定するものとする。

（延滞金）

第10条 奨学金の貸与を受けた者が正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、当該返還すべき額に対して年10.95パーセントの割合を乗じて得た額に相当する額の延滞金を支払わなければならない。

2・3 略

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例（抜粋）

（奨学金の貸与）

第2条 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件を備えている者に対し、奨学金を貸与することができる。

（1）～（3） 略

2 教育委員会は、予算の範囲内で、前項各号に掲げるすべての要件を備えている者のうちから選考の上、奨学金を貸与する者を決定するものとする。

（延滞金）

第10条 奨学金の貸与を受けた者が正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、当該返還すべき額に対して年10.95パーセントの割合を乗じて得た額に相当する延滞金を支払わなければならない。

2・3 略

（事務処理の特例）

第11条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき、この条例の施行のための教育委員会規則に基づく教育委員会の権限に属する事務のうち、別に教育委員会規則で定める事務は、大月町が処理することとする。

(委任)

第11条 略

(委任)

第12条 略

高知県通学支援奨学金制度の概要

1. 目的

高知県立高等学校の統廃合に伴い、遠距離通学を余儀なくされるとともに、経済的な理由により修学が困難な者に対して、通学に係る経費の負担が増えることに対する激変緩和措置として、奨学金を貸与することにより、子どもたちの進学、修学を支援する。

2. 貸与対象者

- ① 統廃合となる県立高校が募集停止となり、入学する生徒がいなくなる年度から3年の間に、対象中学校を卒業後引き続き県立高校に入学した者であって、対象中学校の校区に居住する者
 - ・大桁高等学校（20年度募集停止）
大桁中学校を卒業し、平成20、21、22年度に県立高校に入学する生徒が卒業するまでの間
 - ・仁淀高等学校（21年度募集停止）
仁淀川町内の中学校（吾川中学校、池川中学校、仁淀中学校）を卒業し、平成21、22、23年度に県立高校に入学する生徒が卒業するまでの間
 - ・宿毛高等学校大月分校（24年度募集停止）
大月町内の中学校（大月中学校）を卒業し、平成24、25、26年度に県立高校に入学する生徒が卒業するまでの間
- ②保護者が高知県内に居住している者
- ③経済的な理由により修学が困難な者
- ④高知県高等学校等奨学金、その他奨学金との併給は可能とする

3. 貸与金額（無利子貸与）

月額 30,000円以内

※貸与を受ける者が、5,000円、10,000円、15,000円、20,000円、25,000円、30,000円のいずれかの金額を選択できるものとする。ただし、通学のために使用する公共交通機関の金額を超える金額は選択できないものとする。

4. 貸与期間

各課程の最短修業年限（全日制3年間、定時制4年間、通信制4年間）

5. 奨学金の返還

- ・返還期間7～20年
（例）月額2万円の貸与を受けた場合→返還月額6,000円（返還期間10年間）
- ・同時に「高知県高等学校等奨学金」の貸与を受けている場合は、両方の奨学金を合算した金額により、返還期間と返還月額を決定することができるが、希望があった場合は通学支援の返還計画を優先し高等学校等奨学金の返還計画で調整する。

6. その他

- ・貸与希望者の受付は、貸与を受ける前年度の12月と貸与年度の4月に実施する。

通学支援奨学金の現状

○高等学校の再編に伴い、遠方の学校に通学することとなった生徒の経済的負担を軽減するための支援として、平成19年度に新設。

5,000円、10,000円、15,000円、20,000円、25,000円、30,000円から、通学に要する公共交通機関の月額定期の額の範囲内で貸与。

対象者は、再編にかかる高校の中学校区の生徒で、保護者が県内に居住していることが条件。

H21年度 貸付額	660,000 円	延べ3名	
H22年度 貸付額	1,370,000 円	延べ8名	
H23年度 貸付額	795,000 円	延べ5名	うち1名を除き、「高等学校等奨学金」も貸与
H24年度 貸付額	600,000 円	延べ3名	
H25年度 貸付(見込)額	180,000 円	延べ1名	

この3か年度に入学した生徒が対象

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	貸与者数
大栃高校				募集停止	年度未閉校									
	H20入学者	予約申請年度(事務処理特例)貸与期間	中3		高1	高2	高3							
	H21入学者	予約申請年度(事務処理特例)貸与期間		中3	高1	高2	高3							1 現在返還中
	H22入学者	予約申請年度(事務処理特例)貸与期間			中3		高1	高2	高3					1 H25/10～返還中

この3か年度に入学した生徒が対象

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	貸与者数
仁淀高校				募集停止	年度未閉校									
	H21入学者	予約申請年度(事務処理特例)貸与期間		中3	高1	高2	高3							2 H24/10～返還中
	H22入学者	予約申請年度(事務処理特例)貸与期間		中3	高1	高2	高3							4 3名はH25/10～返還中 1名は取消
	H23入学者	予約申請年度(事務処理特例)貸与期間			中3	高1	高2	高3						0 (H24/10～返還中)

この3か年度に入学した生徒が対象

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	貸与者数
宿毛高校 大月分校								募集停止	年度未閉校					
	H24入学者	予約申請年度(事務処理特例)貸与期間					中3	高1	高2	高3				0
	H25入学者	予約申請年度(事務処理特例)貸与期間					中3	高1	高2	高3				1 H25/4～貸与中1名
	H26入学者	予約申請年度(事務処理特例)貸与期間						中3	高1	高2	高3			

予約申請: 中学3年生を対象に募集(11/1～12/15前後)

在学申請: 高校に入学してからの募集(～4/30)

○県立高校通学支援奨学金市町村事務処理交付金は、閉校に伴い通学支援奨学金の申請事務等を行う市町村に交付。

H22年度は仁淀川町に21,467円を交付。

H23年度は大月町に15,000円(事務費のみ)を交付。

H24年度は大月町に21,242円を交付。

H25年度は大月町に15,000円(事務費のみ)を交付。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号)

最終改正：平成二五年六月一四日法律第四四号

第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

2 前項の条例を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該都道府県委員会の権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による協議を受けたときは、当該市町村委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならない。ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、当該市町村委員会が、当該市町村が処理し又は処理することとする事務のすべてを管理し、及び執行しない場合は、この限りでない。

4 都道府県の議会は、第一項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かななければならない。

5 第一項の規定により都道府県委員会の権限に属する事務(都道府県の教育委員会規則に基づくものに限る。)の一部を市町村が処理し又は処理することとする場合であつて、同項の条例の定めるところにより教育委員会規則に委任して当該事務の範囲を定める場合には、都道府県委員会は、当該教育委員会規則を制定し又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該事務を処理し又は処理することとなる市町村委員会に協議しなければならない。この場合において、当該事務が第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより当該市町村の長が処理し又は処理することとなるものであるときは、当該協議を受けた市町村委員会は、当該市町村長に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならない。

6 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定により当該都道府県委員会の権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。